

犬山市と愛知県立犬山南高等学校との連携・協力に関する包括協定書

犬山市（以下「甲」という。）と愛知県立犬山南高等学校（以下「乙」という。）は、多様な分野での連携・協力を進めることをとおして、若い世代の発想力や行動力を活かし、活力あふれる地域社会の創出に努め、誰もが幸せに暮らせるまちづくりを進めるため、人的・知的資源の交流と環境資源の活用を図るために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携・協力のもと、相互の資源を有効に活用することにより、地域の発展及び人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携・協力をを行う。

- (1) 教育及び人材育成に関すること。
- (2) まちづくりの推進に関すること。
- (3) 地域振興に関すること。
- (4) その他甲及び乙が必要と認めること。

2 甲及び乙のいずれかが、前項に定める事項について変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行う。

（連絡調整窓口）

第3条 前条の連携・協力を円滑かつ効果的に進めるため、甲及び乙の双方に連絡調整窓口を設置し、連携・協力事項を進めるに当たり必要な連絡調整を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の30日前までに、甲及び乙のどちらからも書面による申し出がない場合は、有効期間が満了する日から1年間自動更新するものとし、以降も同様とする。

（学科再編に関する事項）

第5条 乙の学科再編に伴い、乙の名称が変更された場合においても、本協定の内容は従前のとおり継続するものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた時は、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を保有する。

令和4年11月18日

甲 犬山市大字犬山字東畠36番地
犬山市
代表者 犬山市長

山田拓郎

乙 犬山市字蓮池2番地21
愛知県立犬山南高等学校
校長

森也寸良